

議案第253号

指定管理者の指定について（港湾労働者休憩所）

港湾労働者休憩所について、次のとおり指定管理者を指定する。

1 指定管理者

大阪市港区築港3丁目7番15号港振興ビル217号

一般財団法人 大阪港湾福利厚生協会

2 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成28年11月30日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

港湾労働者休憩所について指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

地方自治法（抄）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 省 略

2 省 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 省 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 - 11 省 略